

報告第6号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月1日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容
発生日時・場所		令和8年5月28日 午後1時20分頃 飛騨市宮川町祢宜ヶ沢上 祢宜ヶ沢上公民館前
事故の概要		重要水防箇所の合同巡視に参加するため、集合場所である祢宜ヶ沢上公民館前へ駐車しようとして公用車を後退したところ、公用車の後方が祢宜ヶ沢上公民館に接触し、壁を破損させた。
相手方		飛騨市宮川町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX
相手方損害額		66,000円
市の過失割合		100%
損害賠償金		66,000円
内 訳	保険金	66,000円
	一般財源	0円
専決年月日		令和8年8月12日 専決第5号